

労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」から 電子申請ができるようになりました!!



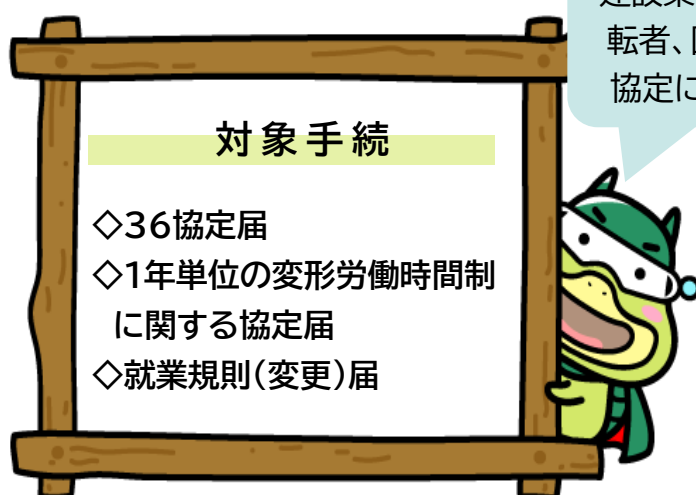
「確かめよう労働条件」を使うと
4つの機能で電子申請が便利に!!

◇ 詳細は裏面へ

- 1 内容の異なる協定等の一括届出機能 → 作業負担を軽減!
- 2 本社一括届出のCSVファイル自動作成機能 → ファイル作成が不要!
- 3 届出先の労働基準監督署の自動選択機能 → 検索作業が不要!
- 4 次回届出時のリマインド・複写機能 → 次回届出を効率化!

電子申請様式
作成支援ツール

届出先: 労働基準監督署 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (28) (29) (30) (31) (32) (33) (34) (35) (36) (37) (38) (39) (40) (41) (42) (43) (44) (45) (46) (47) (48) (49) (50) (51) (52) (53) (54) (55) (56) (57) (58) (59) (60) (61) (62) (63) (64) (65) (66) (67) (68) (69) (70) (71) (72) (73) (74) (75) (76) (77) (78) (79) (80) (81) (82) (83) (84) (85) (86) (87) (88) (89) (90) (91) (92) (93) (94) (95) (96) (97) (98) (99) (100)



建設業、自動車運
転者、医師の36
協定にも対応!

簡単! 便利!

以下のとおり検索いただき、
ウェブサイトアクセスして
ご利用ください。

確かめよう労働条件



検索



ポイント 1 内容の異なる協定等の一括届出機能

e-Gov電子申請では、協定等の内容が本社と異なる場合、事業場の数だけ別々に届出作業を行う必要がありますが、このポータルサイトを使えば、協定等の内容が同一の事業場ごとにまとめて届出作業を行うことができ、また、作成した数種類の内容の異なる届出を一括して届け出ることができます。

ポイント 2 本社一括届出のCSVファイル自動作成機能

e-Gov電子申請では、本社一括届出を行う際は「対象事業場一覧作成ツール」を用いて作成したCSVファイルを添付いただく必要がありますが、このポータルサイトを使えば、ポータルサイト上で入力した内容をもとに自動的にCSVファイルが作成・添付されます。

ポイント 3 届出先の労働基準監督署の自動選択機能

e-Gov電子申請では、事業場の所轄労働基準監督署を検索して、届出先を確認する必要がありましたが、このポータルサイトを使えば、事業場の所在地情報を入力するだけで、所轄労働基準監督署が自動選択されますので、届出先誤りを防止することができます。

ポイント 4 次回届出時のリマインド・複写機能

36協定届と1年変形届については、協定の有効期間が満了する30日前に、登録されたメールアドレスあてにリマインドメールを送信します。

また、e-Gov電子申請では、次回届出時には一から届出作業を行う必要がありますが、このポータルサイトを使えば、前回届出時の内容を複写して初期表示し、変更点のみ修正して届け出ることができます。

具体的な使い方は、ウェブサイトに掲載の利用案内をご確認ください

https://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/support_1.html



お問い合わせ先

Q. アカウントの作成方法がわからない

Q. ツールを操作していたらエラーが表示された

Q. 届出等の記載内容や法令・制度について教えて欲しい

Q. 本社一括届出について教えて欲しい

ツールの操作方法に関する
お問い合わせ先

以下リンク先の
お問い合わせ窓口

<https://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/support.html>



法令・制度に関する
お問い合わせ先

最寄りの労働基準監督署

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/location.html



(R8.2)

労働保険の申請は、 カンタン・便利な電子申請で!!

「e-Gov (イーガブ)」
にアクセス!

これまでの書面手続に比べて、
電子申請は簡単・便利!

自宅やオフィス、社労士事務所から、
インターネットを経由して、24時間
いつでも申請や届出ができます。



いつでもどこでも手続可能!

労働局や労働基準監督署の窓口に出向く必要はありません。
窓口での待ち時間がなく、自宅やオフィスにしながら申請や届出ができます。
窓口の開設時間にとらわれず、24時間365日、いつでも手続が可能です。

簡単・スピーディに申請!

大量の申請書類への記入も、電子申請ならデータでスピーディに処理できます。
毎年提出する年度更新申告であれば、前年度の申請情報を取り込めるので、入力の変更
と修正だけ! 入力チェック機能や計算機能があるので、記入漏れや記入ミスも防げます。

ムダな時間やコストも削減!

申請・届出用紙の入手は不要! 申請内容によっては複数の手続をまとめて申請できる
ので、書類申請のための移動費・手数料・人件費などのコストを削減できます。
GビズIDやマイナンバーカードを使うと、電子証明書の取得費用はかかりません。
(労働保険関係手続(一部手続は除く)について、GビズIDを利用して手続することができます。
また、マイナンバーカード等のICカード形式の電子証明書を利用する場合、ICカード
リーダーライタは別途必要です。)

まずは、e-Govウェブサイト*へアクセス!

<https://www.e-gov.go.jp/>

*電子申請についての利用案内が掲載されています。



電子申請の事前準備をはじめましょう!



「利用準備」から
スタート!

下の4つのチェック事項をクリアしたら、準備は完了です！

チェック 1 電子証明書を用意します

G.bizIDアカウントを使用する場合は電子証明書の用意は不要となります。

労働保険関係手続の電子申請を行う場合は電子証明書が必要となります。電子証明書は「ICカード形式」と「ファイル形式」の2種類があります。



- 公的認証サービス（マイナンバーカード）を活用できます。
- 民間の認証局からの取得も可能です。



法務省の「商業登記に基づく電子認証」を活用できます。



電子証明書のご案内

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/certificate>

チェック 2 アカウントの準備を行います

e-Gov電子申請を利用する際のアカウントを準備します。

サービス名	概要	利用方法
e-Govアカウント	e-Govサービス共通で利用できるアカウントです(※)。	e-Govアカウントを登録し、ログインしてください。
Microsoftアカウント	左記のサービスのアカウントもログインアカウントとして利用できます。	認証サービスごとに設けているログインボタンからログインしてください。 
G.bizIDアカウント	1つのID・パスワードで様々な法人向け行政サービスにログインできるサービスです。G.bizIDから属性情報を取得し電子申請の基本情報として利用できます。 g BizIDプライム及びメンバーアカウントを利用すると、電子証明書の添付なしで労働保険関係手続（一部手続は除く）ができます。	

(※)e-Govアカウント登録の際は、事前にe-Govアカウント利用規約をご確認ください。



e-Govアカウントの登録

https://account.e-gov.go.jp/user/pre-registration/init?service_type=00

チェック 3 ブラウザの設定を確認します

ブラウザのポップアップブロックを解除します。ブロックが有効のまま利用すると、正しく画面が表示されない場合があります。



ポップアップブロックの解除

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/popupblock.html>

チェック 4 アプリケーションをインストールします

e-Gov電子申請アプリケーションをインストールします。なお、インストールには、管理者アカウントが必要です。



Windows版での手順

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/install.html#windows>



macOS版での手順

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/install.html#mac>

準備ができたなら「マイページ」から申請ができます！